

(整理番号 2122)

長野地方最低賃金審議会
第 4 回長野県各種商品小売業専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 1 0 月 2 5 日	10 時 30 分 ~ 12 時 15 分	
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
議 題	1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
<p>1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について</p> <p>(1) 個別協議 前回までの協議を継続し、公労、公使による個別協議が繰り返された。</p> <p>(2) 全体協議 全体協議に切替え、協議した結果 長野県各種商品小売業最低賃金を 2 2 円引上げ 879 円とすることで協議が整った。</p> <p>(3) 採決 長野県各種商品小売業最低賃金を 2 2 円引上げ時間額 879 円とすることで採決が行われたところ、部会長を除く全委員 (8 名) の賛成により結審となった。</p> <p>2 答申及び部会長報告について</p> <p>(1) 答申 別添 1 「長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について (答申) (案) 」が作成、提示されたところ、全会一致で案のとおり承認され、部会長から長野労働局長あて答申された。</p> <p>(2) 部会長報告 別添 2 「長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について (報告) (案) 」が作成、提示されたところ、全会一致で案のとおり承認され、部会長から長野地方最低賃金審議会会長へ報告されることとなった。</p> <p>3 その他 特になし</p>			

(案)

令和 3 年 10 月 25 日

長野労働局長

小野寺 喜一 殿

長野地方最低賃金審議会

会 長 倉崎 哲矢

長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 8 月 23 日付け長野労発基 0823 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
長野県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 各種商品小売業
(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な
経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を
除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間879円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月31日（指定日発効）

(案)

令和3年10月25日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県各種商品小売業最低賃金
専門部会部会長 山本 恭子

長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和3年8月23日長野地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおりの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、令和3年10月25日長野労働局長に答申したことを報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

昆 万佑子

山本 恭子

吉村 信之

労働者代表委員

大久保 和章

鈴木 彰

樋口 雅俊

使用者代表委員

笹 広男

中村 英雄

丸田 好美

別紙

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
長野県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 各種商品小売業
(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な
経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を
除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間879円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月31日（指定日発効）